

○船舶検査の方法の一部を改正する新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正案			現行		
F 編 認定物件に係る検査			F 編 認定物件に係る検査		
1. ～2. (略)			1. ～2. (略)		
3. 機関			3. 機関		
3.1 次表に掲げる認定物件にあつては、同表の区分により、3.2 及び3.3 に定める検査を行う。			3.1 次表に掲げる認定物件にあつては、同表の区分により、3.2 及び3.3 に定める検査を行う。		
区分	型式	物件の名称	区分	型式	物件の名称
①	新型	受検台数が2 台までの内燃機関、船内外機、船外機、排気タービン過給機、縦軸推進装置、ウォータージェット推進装置、可変ピッチプロペラ、軸系のクラッチ、逆転機、弾性継手、変速装置、発電機、電動機、 <u>変圧器、定周波装置</u>	①	新型	受検台数が2 台までの内燃機関、船内外機、船外機、排気タービン過給機、縦軸推進装置、ウォータージェット推進装置、可変ピッチプロペラ、軸系のクラッチ、逆転機、弾性継手、変速装置、発電機、電動機、 <u>変圧器</u>
	特殊型	蒸気タービン、ガスタービン、ボイラ(小型のボイラ等を除く。)、オイルバス式の船尾管、防爆型又は自動制御型の発電機、電動機、変圧器、制御器		特殊型	蒸気タービン、ガスタービン、ボイラ(小型のボイラ等を除く。)、オイルバス式の船尾管、防爆型又は自動制御型の発電機、電動機、変圧器、制御器
②	量産型	内燃機関(S 編2.19.3 の物件を除く。)	②	量産型	内燃機関(S 編2.16.3 の物件を除く。)
		(略)			(略)
		空気圧縮機 (S編2.19.23の物件を除く。)			空気圧縮機
		(略)			(略)
		固定ピッチプロペラ(S 編2.19.11の物件を除く。)			固定ピッチプロペラ(S 編2.16.11の物件を除く。)
		(略)			(略)
軸系のクラッチ(S 編2.19.4 の物件を除	軸系のクラッチ(S 編2.16.4 の物件を除				

改正案		現行	
	く。)		く。)
	逆転機(S 編2.19.4 の物件を除く。)		逆転機(S 編2.16.4 の物件を除く。)
	弾性継手(S 編2.19.15 の物件を除く。)		弾性継手(S 編2.16.15 の物件を除く。)
	変速装置(S 編2.19.4 の物件を除く。)		変速装置(S 編2.16.4 の物件を除く。)
	機関に使用する遠隔制御装置の制御盤及び遠隔操作装置の制御盤(S 編2.19.20 の物件を除く。)		機関に使用する遠隔制御装置の制御盤及び遠隔操作装置の制御盤(S 編2.16.20 の物件を除く。)
	操だ装置(S 編2.19.21 の物件を除く。)		操だ装置(S 編2.16.21 の物件を除く。)
	遠心式ポンプ(油圧ポンプを除く。)(S 編2.19.17 の物件を除く。)		遠心式ポンプ(油圧ポンプを除く。)(S 編2.16.17 の物件を除く。)
	遠心式ポンプ以外のポンプ(油圧ポンプを除く。)(S 編2.19.17の物件を除く。)		遠心式ポンプ以外のポンプ(油圧ポンプを除く。)(S 編2.16.17の物件を除く。)
	油圧ポンプ(ベーン式、歯車式、プランジャ式)(S 編2.19.18 の物件を除く。)		油圧ポンプ(ベーン式、歯車式、プランジャ式)(S 編2.16.18 の物件を除く。)
	油圧モータ(S 編2.19.19 の物件を除く。)		油圧モータ(S 編2.16.19 の物件を除く。)
	発電機(S 編2.19.6 の物件を除く。)		発電機(S 編2.16.6 の物件を除く。)
	電動機(S 編2.19.6 の物件を除く。)		電動機(S 編2.16.6 の物件を除く。)
	変圧器(S 編2.19.6 の物件を除く。)		変圧器(S 編2.16.6 の物件を除く。)
	定周波装置(S 編2.19.6 の物件を除く。)		
	配電盤(S 編2.19.7 の物件を除く。)		配電盤(S 編2.16.7 の物件を除く。)
	制御器(S 編2.19.7 の物件を除く。)		制御器(S 編2.16.7 の物件を除く。)
備考	(略)	備考	(略)
3.2	表の区分①の認定物件にあつては、1 台ごとに次の検査	3.2	表の区分①の認定物件にあつては、1 台ごとに次の検査
3.2.1 ~ 3.2.7	(略)	3.2.1 ~ 3.2.7	(略)

改正案	現行
<p>3.2.8 発電機、電動機、変圧器、配電盤、<u>制御器及び定周波装置</u>(以下「電気機器」という。)にあっては、完成試験(発電機の完成試験のうちやむを得ない場合は、過負荷耐力試験は過電流試験としてよく、温度試験は等価負荷法によって差し支えない。)</p> <p>3.3 表の区分②の認定物件にあっては、次の検査 抽出母集団から抽出した機器について検査を行い、抽出機器がすべて合格すれば、抽出母集団に含まれる非抽出機器については、自主検査の成績表の確認により合格として差し支えない。</p> <p>3.3.1 抽出母集団 次に定める類似の機種毎に、<u>3ヶ月単位にまとめた受検物件を抽出母集団とする。</u></p> <p>-1. 内燃機関、船内外機、船外機にあっては、<u>サイクルが同じ</u>機種</p> <p>-2. 小型のボイラ等、空気圧縮機、縦軸推進装置、<u>ウォータージェット推進装置</u>、可変ピッチプロペラ、ゴム巻軸、軸系のクラッチ、逆転機、弾性継手、変速装置、遠隔制御装置の制御盤、遠隔操作装置の制御盤及び操だ装置にあっては全機種</p> <p>-3. 電気機器にあっては、機器の種類毎に全機種(発電機と電動機は同一母集団としてよい)</p>	<p>3.2.8 発電機、電動機、変圧器、配電盤<u>及び制御器</u>(以下「電気機器」という。)にあっては、完成試験(発電機の完成試験のうちやむを得ない場合は、過負荷耐力試験は過電流試験としてよく、温度試験は等価負荷法によって差し支えない。)</p> <p>3.3 表の区分②の認定物件にあっては、次の検査 抽出母集団から抽出した機器について検査を行い、抽出機器がすべて合格すれば、抽出母集団に含まれる非抽出機器については、自主検査の成績表の確認により合格として差し支えない。</p> <p>3.3.1 抽出母集団 次に定める類似の機種毎に、<u>内燃機関、船内外機、船外機、小型のボイラ等、縦軸推進装置、ウォータージェット推進装置、固定ピッチプロペラ、可変ピッチプロペラ、ゴム巻軸、軸系のクラッチ、逆転機、弾性継手、変速装置、遠隔制御装置の制御盤、遠隔操作装置の制御盤及び操だ装置にあっては1ヶ月単位に、その他の物件については3ヶ月単位にまとめた受検物件を抽出母集団とする。</u></p> <p>-1. 内燃機関、船内外機、船外機にあっては、<u>サイクルが同じで、シリンダ径が200mm未満、200mm以上450mm未満、450mm以上ごとに区分された</u>機種</p> <p>-2. 小型のボイラ等、空気圧縮機、縦軸推進装置、<u>ウォータージェット推進装置</u>、可変ピッチプロペラ、ゴム巻軸、軸系のクラッチ、逆転機、弾性継手、変速装置、遠隔制御装置の制御盤、遠隔操作装置の制御盤及び操だ装置にあっては全機種</p> <p>-3. 電気機器にあっては、機器の種類毎に全機種(発電機と電動機は同一母集団としてよい)</p>

改正案	現行												
<p>-4. ポンプ(油圧ポンプを除く。)にあっては、歯車式、遠心式、往復動式、ねじ式等の各機種</p> <p>-5. 油圧ポンプ及び油圧モータにあっては、ベーン式、歯車式及びプランジヤ式の各機種</p> <p>3.3.2 抽出数 抽出数は、各抽出母集団ごとに、<u>3ヶ月毎に1台とする。</u></p> <p>-1. (削除)</p> <p>-2. (削除)</p> <p>-3. (削除)</p> <p>3.3.3 <u>検査予定の確認</u> あらかじめ、検査予定表を提出させ、抽出機器の製造番号、検査日時及び抽出母集団を確認する。なお、<u>検査予定表</u>に変更が生じたときは、検査着手前(抽出機器の検査着手前でもよい。)に<u>届出させること。</u></p> <p>3.3.4 ~3.3.7 (略)</p>	<p>-4. ポンプ(油圧ポンプを除く。)にあっては、歯車式、遠心式、往復動式、ねじ式等の各機種</p> <p>-5. 油圧ポンプ及び油圧モータにあっては、ベーン式、歯車式及びプランジヤ式の各機種</p> <p>3.3.2 抽出数 抽出数は、各抽出母集団ごとに、<u>次によること。</u></p> <p>-1. <u>内燃機関、船内外機及び船外機</u></p> <table border="1" data-bbox="1140 596 1933 746"> <tr> <td><u>抽出母集団 (月間受検台数)</u></td> <td><u>7以下</u></td> <td><u>8~19</u></td> <td><u>20~49</u></td> <td><u>50~99</u></td> <td><u>100以上</u></td> </tr> <tr> <td><u>抽出数</u></td> <td><u>1</u></td> <td><u>2</u></td> <td><u>3</u></td> <td><u>4</u></td> <td><u>5</u></td> </tr> </table> <p>-2. <u>小型ボイラ等、縦軸推進装置、ウォータージェット、推進装置、固定ピッチプロペラ、可変ピッチプロペラ、ゴム巻軸、軸系のクラッチ逆転機、弾性継手、変速装置、遠隔制御装置の制御盤及び遠隔操作装置の制御盤</u> <u>1ヶ月毎に1台</u></p> <p>-3. <u>空気圧縮機、電気機器、操だ装置及びポンプ</u> <u>3ヶ月毎に1台</u></p> <p>3.3.3 <u>母集団の確認等</u> あらかじめ、検査予定表を提出させ、抽出機器の製造番号、検査日時及び抽出母集団を確認する。なお、<u>予定表</u>に変更が生じたときは、検査着手前(抽出機器の検査着手前でもよい。)に<u>届出させ、抽出数を修正すること。</u></p> <p>3.3.4 ~3.3.7 (略)</p>	<u>抽出母集団 (月間受検台数)</u>	<u>7以下</u>	<u>8~19</u>	<u>20~49</u>	<u>50~99</u>	<u>100以上</u>	<u>抽出数</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>5</u>
<u>抽出母集団 (月間受検台数)</u>	<u>7以下</u>	<u>8~19</u>	<u>20~49</u>	<u>50~99</u>	<u>100以上</u>								
<u>抽出数</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>5</u>								

改正案	現行
S 編 検査の特例	S 編 検査の特例
第 2 章 検査の特例	第 2 章 検査の特例
<p>2.1～2.15 (略)</p> <p>2.16 臨時変更証交付のための検査の特例 <u>臨時変更証を交付するための検査は、船舶所有者等が作成する報告書の内容を確認し、船舶検査官が差し支えないと認める場合は、当該報告書の確認にとどめてよい。</u></p> <p>2.16.1 船舶所有者等が作成する報告書の記載事項 <u>次の事項が記載されていること。</u></p> <p>-1 <u>回航の場合</u></p> <p>a) <u>臨時変更の内容及び航行上の条件等に応じ、E 編 1.16.1 の表の基準に適合していること。</u></p> <p>b) <u>無線設備が船舶安全法第 4 条の規定に適合していること。</u></p> <p>-2 <u>その他旅客若しくは貨物を運送する場合又は他船を曳航する場合等（試運転の場合を除く。）</u></p> <p>a) <u>臨時変更の目的、内容及び航行上の条件等に応じ、諸設備、航海用具及び暴露部における開口の閉鎖装置並びに復原性及び満載喫水線について、命令に定める技術基準に適合していること。</u></p> <p>b) <u>船体及び機関が航行に支障のないこと。</u></p> <p>2.16.2 注意事項 <u>本取扱いは過去に検査の方法 E 編 1.6.1 又は 1.6.3 の規定に基づき同様の臨時変更の内容による臨時変更証を交付した実績があり、かつ、その後、当該臨時変更に影響を及ぼす改造等を行っていない場合に限ること。</u></p>	<p>2.1～2.15 (略)</p> <p>(新規)</p>

改正案	現行
<p><u>ら当該造船所が上記-1の造船所と同等の品質管理能力を有すると管海官庁が認める造船所。</u></p> <p><u>2.18.3 対象船舶</u> <u>「ガス又は低引火点燃料を使用する船舶の安全に関する国際規則（IGFコード）」及び「液化ガスのばら積運送のための船舶構造および設備に関する国際規制（IGCコード）」適用船舶以外の船舶。</u></p> <p><u>2.18.4 対象検査範囲</u> -1 <u>溶接前開先確認検査</u> -2 <u>溶接仕上がり検査</u> -3 <u>船台上の各ブロック間の溶接の仕上がり検査</u> -4 <u>タンク内検及び圧力試験</u> -5 <u>外板及び閉鎖装置の射水試験</u></p> <p><u>2.18.5 注意事項</u> -1 <u>本取扱を行う場合、事前に立会検査計画等について打合せを行うこと。</u> -2 <u>2.18.4のそれぞれの検査項目について、立会検査の頻度は本取扱を行わない場合の1/2程度にまで減じて差し支えない。</u> -3 <u>社内検査が適切に行われていることを、立会検査を行う際に社内検査記録、事情聴取等により確認すること。</u></p> <p><u>2.19 認定物件に係る検査の特例</u> 認定事業場の自主検査（事業場認定規則第8条第2項により認印を付した場合に限る。）を受けた次に掲げる物件をはじめて船舶に搭載する場合の設計検査以外の検査は、検印の確認、現状検査、F編3.2の検査（次に掲げる物件のうち、<u>2.19.3から2.19.7まで、2.19.9、2.19.11、2.19.15、2.19.17から2.19.21まで、2.19.23</u>に限る。ただし、当該認定事業場が発行した成績書の内容を検討して船舶検査官が差し支えないと認</p>	<p><u>2.16 認定物件に係る検査の特例</u> 認定事業場の自主検査（事業場認定規則第8条第2項により認印を付した場合に限る。）を受けた次に掲げる物件をはじめて船舶に搭載する場合の設計検査以外の検査は、検印の確認、現状検査、F編3.2の検査（次に掲げる物件のうち、<u>2.16.3から2.16.7まで、2.16.9、2.16.11、2.16.15、2.16.17から2.16.21まで</u>に限る。ただし、当該認定事業場が発行した成績書の内容を検討して船舶検査官が差し支えないと認めるものにあつては、当該検査はその試験成績書の確認にとどめてよい。）、船内すえ付け検査及びすえ付け後の効力試験にとどめ</p>

改正案	現行
<p>めるものによっては、当該検査はその試験成績書の確認にとどめてよい。)、船内すえ付け検査及びすえ付け後の効力試験にとどめてよい。</p> <p>また、プロペラの認定事業場においてキーレスプロペラをプロペラ軸に取り付けた場合は、当該認定事業場が発行したプロペラ取り付けに関する自主検査の成績書の内容を検討して船舶検査官が差し支えないと認めるものによっては、前記と同様に取り扱って差し支えない。</p> <p><u>2.19.1</u> 船尾骨材、かじ、だ頭材、<u>だ心材、水密すべり戸又は燃料油タンク</u></p> <p><u>2.19.2</u> 鋼材、鋼材以外の金属材料、プラスチック樹脂、ガラス繊維又はゴム布</p> <p><u>2.19.3</u> 7.4kW 以下の内燃機関</p> <p><u>2.19.4</u> 7.4kW 以下の機関に使用する変速装置、逆転機及びクラッチ</p> <p><u>2.19.5</u> 圧力容器</p> <p><u>2.19.6</u> <u>100kW(又はkVA) 以下の発電機、電動機、変圧器又は定周波装置</u></p> <p><u>2.19.7</u> <u>100kW(又はkVA) 以下の発電機又は電動機の使用することができる配電盤又は制御器</u></p> <p><u>2.19.8</u> 内燃機関のシリンダ、シリンダライナ、シリンダカバー及びピストン</p> <p><u>2.19.9</u> 排気タービン過給機</p> <p><u>2.19.10</u> <u>熱交換器</u></p> <p><u>2.19.11</u> 直径5,000mm以下の固定ピッチプロペラ</p> <p><u>2.19.12</u> 認定物件の部分品(単体出荷のもの)</p> <p><u>2.19.13</u> ゴム巻軸以外のプロペラ軸、中間軸、スラスト軸及び逆転機軸</p> <p><u>2.19.14</u> オイルバス式以外の船尾管</p> <p><u>2.19.15</u> 定格トルクが25kN - m 以下の弾性継手</p>	<p>てよい。</p> <p>また、プロペラの認定事業場においてキーレスプロペラをプロペラ軸に取り付けた場合は、当該認定事業場が発行したプロペラ取り付けに関する自主検査の成績書の内容を検討して船舶検査官が差し支えないと認めるものによっては、前記と同様に取り扱って差し支えない。</p> <p><u>2.16.1</u> 船尾骨材、かじ、だ頭材 <u>又はだ心材</u></p> <p><u>2.16.2</u> 鋼材、鋼材以外の金属材料、プラスチック樹脂、ガラス繊維又はゴム布</p> <p><u>2.16.3</u> 7.4kW 以下の内燃機関</p> <p><u>2.16.4</u> 7.4kW 以下の機関に使用する変速装置、逆転機及びクラッチ</p> <p><u>2.16.5</u> 圧力容器</p> <p><u>2.16.6</u> <u>20kW(又はkVA) 以下の発電機、電動機又は変圧器</u></p> <p><u>2.16.7</u> <u>20kW(又はkVA) 以下の発電機又は電動機の使用することができる配電盤又は制御器</u></p> <p><u>2.16.8</u> 内燃機関のシリンダ、シリンダライナ、シリンダカバー、<u>ピストン、油冷却器及び水冷却器</u></p> <p><u>2.16.9</u> 排気タービン過給機</p> <p><u>2.16.10</u> <u>排気タービン過給機の空気冷却器</u></p> <p><u>2.16.11</u> 直径5,000mm以下の固定ピッチプロペラ</p> <p><u>2.16.12</u> 認定物件の部分品(単体出荷のもの)</p> <p><u>2.16.13</u> ゴム巻軸以外のプロペラ軸、中間軸、スラスト軸及び逆転機軸</p> <p><u>2.16.14</u> オイルバス式以外の船尾管</p> <p><u>2.16.15</u> 定格トルクが25kN - m 以下の弾性継手</p> <p><u>2.16.16</u> 弁、コック、ゴムホース又は弾性体のゴムエレメント</p> <p><u>2.16.17</u> 遠心式ポンプ(油圧ポンプを除く。) によっては、<u>吐</u></p>

改正案	現行
<p><u>2.19.16</u> 弁、コック、ゴムホース又は弾性体のゴムエレメント</p> <p><u>2.19.17</u> 遠心式ポンプ(油圧ポンプを除く。)にあっては、<u>吐出圧が2.0MPa以下で吐出量が200m³/h以下のもの、吐出圧が1.0MPa以下で吐出量が200m³/hを超え、500m³/h以下のもの及び吐出圧が0.5MPa以下で吐出量が500m³/hを超え、800m³/h以下のもの、その他のポンプ(油圧ポンプを除く。)にあっては、吐出圧が2.5MPa以下で吐出量が200m³/h以下のもの。</u></p> <p><u>2.19.18</u> 油圧ポンプにあっては、次に掲げるもの。</p> <p>-1. ベーン式のものにあっては、最高使用圧力が9.8MPa以下で、かつ、<u>吐出量が200L/min以下のもの。</u></p> <p>-2. 歯車式のものにあっては、最高使用圧力が19.6MPa以下で、かつ、<u>吐出量が200L/min以下のもの。</u></p> <p>-3. プランジャ式のものにあっては、最高使用圧力が34.3MPa以下で、かつ、<u>吐出量が200L/min以下のもの。</u></p> <p><u>2.19.19</u> 最高使用圧力が24.5MPa以下で、かつ、<u>吐出量が200L/min以下の油圧モータ</u></p> <p><u>2.19.20</u> 735kW以下の機関に使用する遠隔制御装置の制御盤及び遠隔操作装置の制御盤</p> <p><u>2.19.21</u> 操だトルクが9.8kN・m以下の操だ装置</p> <p><u>2.19.22</u> スラスト装置</p> <p><u>2.19.23</u> 駆動する電動機の出力が50kW以下の空気圧縮機</p> <p><u>2.19.24</u> 船尾軸封装置</p> <p><u>2.19.25</u> 揚貨装置</p> <p><u>2.20</u> (略)</p> <p><u>2.20.1</u> <u>熱交換器(排気タービン過給機の空気冷却器に限る。)</u></p>	<p><u>吐出圧が2.0MPa以下で吐出量が50m³/h以下のもの及び吐出圧が0.5MPa以下で吐出量が50m³/hをこえ、400m³/h以下のもの、その他のポンプ(油圧ポンプを除く。)にあっては、吐出圧が2.0MPa以下で吐出量が100m³/h以下のもの。</u></p> <p><u>2.16.18</u> 油圧ポンプにあっては、次に掲げるもの。</p> <p>-1. ベーン式のものにあっては、最高使用圧力が9.8MPa以下で、かつ、<u>吐出量が100L/min以下のもの。</u></p> <p>-2. 歯車式のものにあっては、最高使用圧力が19.6MPa以下で、かつ、<u>吐出量が100L/min以下のもの。</u></p> <p>-3. プランジャ式のものにあっては、最高使用圧力が34.3MPa以下で、かつ、<u>吐出量が100L/min以下のもの。</u></p> <p><u>2.16.19</u> 最高使用圧力が24.5MPa以下で、かつ、<u>吐出量が100L/min以下の油圧モータ</u></p> <p><u>2.16.20</u> 735kW以下の機関に使用する遠隔制御装置の制御盤及び遠隔操作装置の制御盤</p> <p><u>2.16.21</u> 操だトルクが9.8kN・m以下の操だ装置</p> <p><u>2.16.22</u> スラスト装置 (新規) (新規) (新規)</p> <p><u>2.17</u> (略)</p> <p><u>2.17.1</u> <u>排気タービン過給機の空気冷却器</u></p> <p><u>2.17.2</u> 直径が5,000mm以下の固定ピッチプロペラ</p> <p><u>2.17.3</u> 可変ピッチプロペラの翼</p>

改正案	現行
<p><u>2.20.2</u> 直径が5,000mm 以下の固定ピッチプロペラ</p> <p><u>2.20.3</u> 可変ピッチプロペラの翼</p> <p><u>2.20.4</u> 認定物件の部分品</p> <p><u>2.21</u> (略)</p> <p><u>2.22</u> (略)</p> <p>附属書 F 整備基準等</p> <p>1. 膨脹式救命いかだ及び膨脹式救命浮器整備基準</p> <p>1.2.4 荷重試験</p> <p>-1. <u>いかだ等の荷重試験(製造後 10 年以上を経過したものに限る。)</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>-2. 進水装置用いかだの荷重試験(製造後年数に関係なく 2 回目毎の整備の時期)</p> <p>主気室内圧は安全弁が開放するまで充気し、安全弁が開放して閉止した後、安全弁にプラグを施して行う。床気室上の定員(一人当たり 82.5kg(平成 24 年 1 月 1 日前に建造され、又は建造に着手された船舶に備え付けられている改正前の規定による救命いかだについては 75kg))及びガスボンベ、ぎ装品の合計重量の 1.1 倍に相当する荷重を均等にかける。荷重をかけたままの状態及び荷重を取り除いた状態で天幕布、主気室間及び床気室の接合部、吊り下げ綱の接合部等のしわ、ずれ、はがれ等のないことを確かめる。</p>	<p><u>2.17.4</u> 認定物件の部分品</p> <p><u>2.18</u> (略)</p> <p><u>2.19</u> (略)</p> <p>附属書 F 整備基準等</p> <p>1. 膨脹式救命いかだ及び膨脹式救命浮器整備基準</p> <p>1.2.4 荷重試験(製造後 10 年以上を経過したものに限る。)</p> <p>-1. <u>進水装置用いかだ以外の荷重試験</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>-2. 進水装置用いかだの荷重試験(製造後年数に関係なく 2 回目毎の整備の時期)</p> <p>主気室内圧は安全弁が開放するまで充気し、安全弁が開放して閉止した後、安全弁にプラグを施して行う。床気室上の定員(一人当たり 82.5kg(平成 24 年 1 月 1 日前に建造され、又は建造に着手された船舶に備え付けられている改正前の規定による救命いかだについては 75kg))及びガスボンベ、ぎ装品の合計重量の 1.1 倍に相当する荷重を均等にかける。荷重をかけたままの状態及び荷重を取り除いた状態で天幕布、主気室間及び床気室の接合部、吊り下げ綱の接合部等のしわ、ずれ、はがれ等のないことを確かめる。</p>

改正案	現行
<u>本試験を実施した際には、-1.の荷重試験を実施することを要しない。</u>	